

一部事務組合下北医療センター監査基準

令和3年3月24日公表

一部事務組合下北医療センター監査委員訓令甲第1号

一部事務組合下北医療センター監査基準については、むつ市監査基準（令和3年むつ市監査委員訓令甲第1号）の例による。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。